

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府木津川市相楽大徳50番地		平成 30年 7月 31日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 磯矢硝子工業株式会社 代表取締役社長 小笠原 務					
主たる業種	ガラス容器製造	細分類番号 2 1 1 4					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	高効率生産で資源保護。全員参加の環境マネジメントシステムの構築。						
計画を推進するための体制	社長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,802.8 トン	11,802.8 トン	11,802.8 トン	11,802.8 トン	0.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,802.8 トン	11,802.8 トン	11,802.8 トン	11,802.8 トン	0.0 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所・工場	事業活動に伴う排出の最 生産t数/10	9.15				パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		溶解炉等の経年劣化により年々燃焼効率は悪化してくる。炉修は約10年に1回行う(次回はH.32年未予定)その間一度も燃焼を停止することなく操業する設備であるため現状を維持することはかなりの努力、改善が必要と考える。				
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	25.0 パーセント	25.0 パーセント	31.0 パーセント	37.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	溶解炉の適正な温度管理及び工場機器の適正な運転管理に努める					
	(30)年度	溶解炉の適正な温度管理及び工場機器の適正な運転管理に努める					
	(31)年度	溶解炉の適正な温度管理及び工場機器の適正な運転管理に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	個々の通勤経路、通勤時間、勤務形態等を考慮し面談の上決定する。					
	上記の措置を採用する理由	日勤、3交代等の勤務形態があるため距離、時間だけで一律に決めることが出来ないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	平成30年12月末より約2ヶ月半にわたり約10年に一度の定期炉修の予定であり、それに合わせて大がかりな設備等の導入・改善の予定です。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。